

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例（令和2年岩手県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u>をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている地域経済及び住民生活の支援並びに地域経済の活性化への対応に要する経費の財源に充てるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>新型コロナウイルス感染症（<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症</u>をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている地域経済及び住民生活の支援並びに地域経済の活性化への対応に要する経費の財源に充てるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この条例は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。